

NO.61

2011.1 vol.18

産廃振興財団NEWS



環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 優良な静脈産業業者の支援を(循環型社会の構築に向けて)
環境大臣 松本 龍
- 変化の時代に対応したビジネスと次代の人材育成を図る
(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長 樋口 成彬
- 第17回全国担当者会議開催
 - 不法投棄等支障除去事業の取り組み
岩手県 横浜市 (公財)自動車リサイクル促進センター
 - 微量PCB廃棄物への取り組み
エコシステム秋田(株)
 - 優良な産廃処理業者に係る許可期間の特例制度
- 都道府県の産廃対策 [シリーズ第1回]
京都府文化環境部循環型社会推進課 岩城 吉英



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

年頭所感

優良な静脈 ～循環型社



あけましておめでとうございます。昨年も環境行政に多大な御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。平成23年の年頭に当たり、御挨拶申し上げます。

私は、昨年9月に環境大臣に就任して以来、環境行政に全力で取り組んでまいりました。

10月には、愛知県名古屋市中、「国連地球生息物の会議」(COP10)が開催されました。最終盤まで議論は難航しましたが、各国が痛みを分かち合いながら譲歩、妥協を積み重ねるうちに、共通する「地球益」「人類益」に向けて参加者の思いが集まり、生物多様性に関する新たな世界目標(愛知目標)と遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書への合意に達することができました。今後、愛知目標の達成のためのロードマップを示すべく、生物多様性国家戦略の見直しに着手するとともに、国立公園など保護地域の拡充や絶滅危惧種の保護施策の推進などにより、生物多様性施策の充実を図っていきたいと考えております。ま

た、事業の早い段階での環境配慮などを盛り込んだ環境影響評価法改正案の早期成立に努めます。

地球温暖化については、昨年12月の気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)において、先進国と途上国の双方が削減の目標や行動を掲げて取り組むことを盛り込んだカンクン合意を採択することができました。南アフリカで開催されるCOP17に向け、引き続き、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある枠組みの構築に取り組みんでまいります。

国内の地球温暖化対策について、まず野心的な中長期目標とその達成のための対策の強化を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」の早期成立に努めます。また、中長期目標達成に向けた具体的なロードマップについては、国民の皆様から広く御意見を伺いつつ精査を行い、エコ投資への支援など、削減努力をした者が報われる社会基盤の整備・検討を進めます。特に「地球温暖化対策のため

の税」については、平成23年度に導入することと

産業界者の支援を

会の構築に向けて～

環境大臣

松本 龍

しており、地球温暖化対策を進める上で大きな一歩であると考えています。また、国内排出量取引制度については、産業に与える影響等を見極め慎重に検討を行います。

また、持続可能な社会づくりにより、雇用を確保し、経済成長をけん引する「グリーン・イノベーション」を一層推進します。具体的には、低炭素機器等のエコリーズの促進や低炭素地域づくりを支援する事業を展開します。我が国の静脈産業や水ビジネスのアジアへの海外展開も積極的に支援します。

循環型社会の構築に向けた取組も必要です。優良な静脈産業事業者の支援やレアメタル回収を始めたとする廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物処理施設でのエネルギー回収、不法投棄対策、浄化槽の整備等に引き続き取り組みます。

人を大切にし、命を守ることは、環境行政の基本的な使命です。昨年、水俣及び新潟を訪問して、水俣病の被害者や地域の皆様の思いを直接お伺い

しました。引き続き、水俣病被害者の救済や和解、福祉の充実やまちづくりに取り組むとともに、水銀汚染防止のためのいわゆる「水俣条約」の実現や公害健康被害者対策にしっかりと取り組みます。また、地下水汚染の未然防止対策など大気、水、土壌環境の保全を進めます。さらに、子どもたちの健康に関する長期的・大規模な疫学調査を始め、包括的な化学物質対策の強化を推進します。

私たちは地球に生かされています。これからも次世代を担う子どもたちが自然の恵みを受けられるようにすることは、私たちの責務です。皆様方の環境行政へのより一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。新年度の御挨拶とさせていただきます。

新年に思う

変化の時代に対応した ビジネスと



明けましておめでとうございます。旧年中は私も産業廃棄物処理事業振興財団の事業運営に関しまして、格別のご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新興国の台頭を中心に世界経済の構造が大きく変化する中で日本経済は円高やデフレの進行のもとにいまだに厳しい状況にあります。そして、このような経済状況を踏まえて日本企業は分野や国境を越えて事業の再編・融合、新興国市場向けの製品開発、海外シフト等の展開を行っており、産業の空洞化が懸念されるとともに環境ビジネス・資源循環型ビジネスへの関心が高まっており静脈産業を取り巻く環境は大きく変化しています。また、グローバル化や3Rの取組みを背景にリサイクルや有害廃棄物処理分野でのアジア展開や日系静脈産業メジャー育成が課題となるなど新たなチャレンジが求められる時代を迎えています。

産業廃棄物ということでは、最終処分量は劇的に

減少しており、経団連の環境自主行動計画によりますます2008年度には90年度比で89.1%減少しています。また、再資源化率は建設で93.7%となるなどリサイクルが進展しています。そして、今後の企業の海外シフトやPCB、アスベスト、さらに新素材等を考えると、産業廃棄物は量から質の時代となり、一廃・産廃の垣根は実態的には崩れていくように思います。

また、新興国の需要増大による資源価格の高騰やレアアース等の供給不安により、都市鉱山というように、従来マイナスイメージで捉えられていた廃棄物や生産工程での副産物に対して循環資源としての期待やアジアを視野に入れた資源循環型ビジネス育成への支援策が図られようとしております。そして、昨年来、産業廃棄物処理業を取り巻く厳しい状況の中で大手廃棄物処理業を中心として連携・協業化やアジア展開を図る動きが積極化してきておりますし、シンガポール、インドネシアなどと廃棄物分野での

次代の人材育成を図る

(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長

樋口 成彬

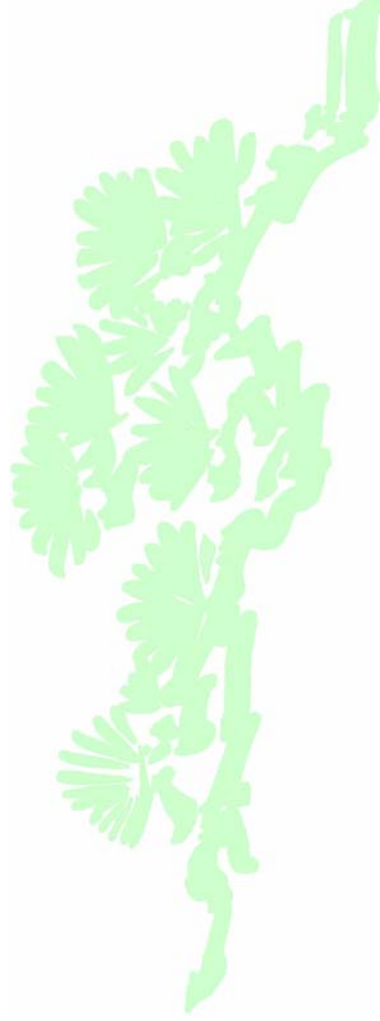
政府間の覚書が交わされており、この分野での国際協力に対するアジアの期待は高いと言えます。

さらに、低炭素社会に向けてのCO₂の削減、廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化、廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化、SRIファンドや全ての組織を対象にした社会的責任に関するISO26000の発行などにより、企業の事業活動における環境への取組みの重要性は増しています。

そのため、持続可能な社会創造のために企業においてCSR推進体制が整備されるとともに廃棄物優良処理業者を自ら認定し、ホームページで公表する企

業も出てきており、優良な産業廃棄物処理業者を求めめるニーズや適正処理に関する知識・ノウハウへの関心は高まっています。

このような時代の流れと産業廃棄物を取り巻く経済社会的変化を踏まえて、私ども財団ではPCB等有害廃棄物処理や産廃適正処理推進事業など負の遺産の解消とともに、次代の人材育成のための産廃経営塾、債務保証や特例優良許可制度推進など環境と産業の未来のための諸事業を行って参ります。本年も引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成22年度廃棄物処理センター等 全国担当者会議を開催

堺市で10月7、8日に135名が参集

平成22年10月7日・8日の両日、大阪府堺市において開催しました、「平成22年度廃棄物処理センター等全国担当者会議」につきましては、前号(第60号)においてご紹介しましたが、今回の第1のテーマ「不法投棄等支障除去事業の取り組み」として、岩手県環境生活部不法投棄緊急特別室主査 菊池恭志氏より「岩手・青森県境不法投棄現場の環境再生に向けた取り組みについて」、横浜市資源環境局適正処理部産業廃棄物対策課技術職員 畑 秀彦氏より「戸塚区品濃町産業廃棄物最終処分場における不適正処理事案に対する取り組みについて」の事例報告をいただき、公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部係長 鈴木肅継氏より「自動車リサイクル法 不法投棄等対策支援事業」についてのご説明をいただきました。

続いて第2のテーマ「微量PCB汚染廃棄物処理の取り組み」として、エコシステム秋田株式会社取締役 村上 学氏より「微量PCB汚染廃棄物電気機器等の焼却実証試験について」ご説明をいただきました。

最後に当財団適正処理推進部 吉川係長より「優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度」についての報告をいたしましたので、以下、その内容を詳しく掲載いたします。



不法投棄等支障除去

事業の取り組み

第17回全国担当者会議

当財団は、平成10年7月に産業廃棄物適正処理推進センターに指定されており、都道府県等より不法投棄等の支障除去等事業への協力要請があった場合に産業廃棄物適正処理推進基金より資金の出えん等の協力を行っています。支援事業としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。))に基づく産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業」及び、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、「産廃特措法」という。))に基づく支援事業」があり、その支援状況は、次のとおりです。

はじめに

産廃物処理法に基づく支援事業は、平成11年度より平成21年度までの11年間で延べ75件、複数年継続分を1事業とすると67事業に対して約2,861百万円余りの支援を行っています。

また、産廃特措法に基づく支援事業は、平成15年度より平成21年度までの7年間で延べ38件、8事業に対して約23,741百万円の支援を行っています。

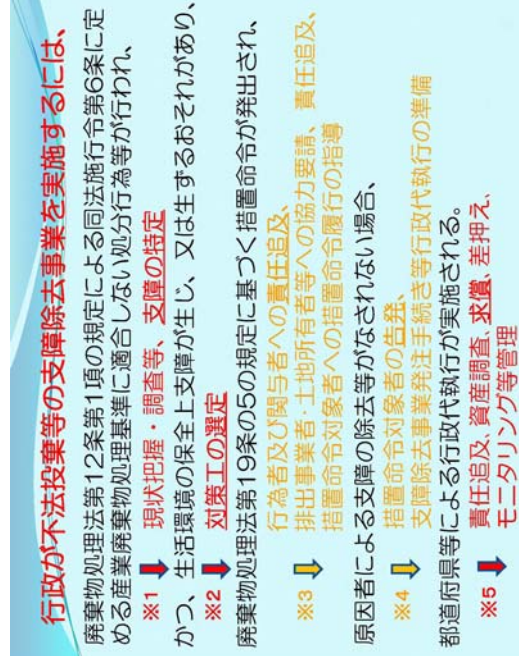
本年度の全国担当者会議では、支援実績のうち、産廃特措法による支援事業の事例として2自治体、廃棄物処理法に基づく支援事業を共同で支援した事例のある自動車リサイクル法に基づく不法投棄等対策支援事業の事例等として1公益財団法人に、その取り組み状況などを紹介していただきました。

事例の発表に先立ち当財団適正処理推進部担当部長の藤田より、各事業等の状況、各事業のポイントについての説明を行いました。その後、岩手県、横浜市、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのご担当者から事例等の発表をいただきました。

事例等の発表後に、行政が不法投棄等の支障除去事業を実施するためのプロセスと必要事項について紹介し、行政代執行による対策工が終了しても事業自体は終了ではなく、その後、求償・差押え、費用回収等の地道な対応があり、事業発覚から、早期対応、粘り強い調査等、的確なタイミングでの対応、適切な対策工の選定及び粘り強い責任追及が必要であることを報告しました。

最後に、発表のまとめとして、不法投棄等の発生する主な要因の区分と各事業の該当状況を報告しました。

(適正処理推進部)



岩手・青森県境不法投棄現場の 環境再生に向けた取り組みについて

岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室 主査 菊池 恭志氏



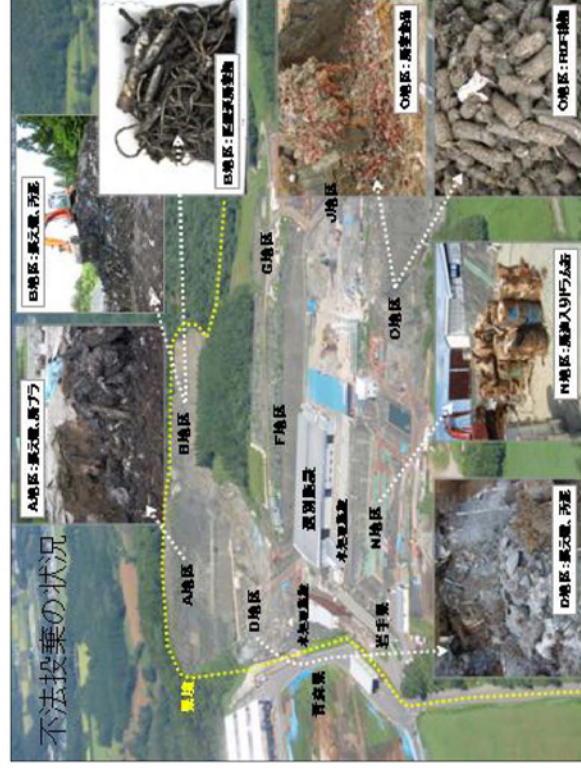
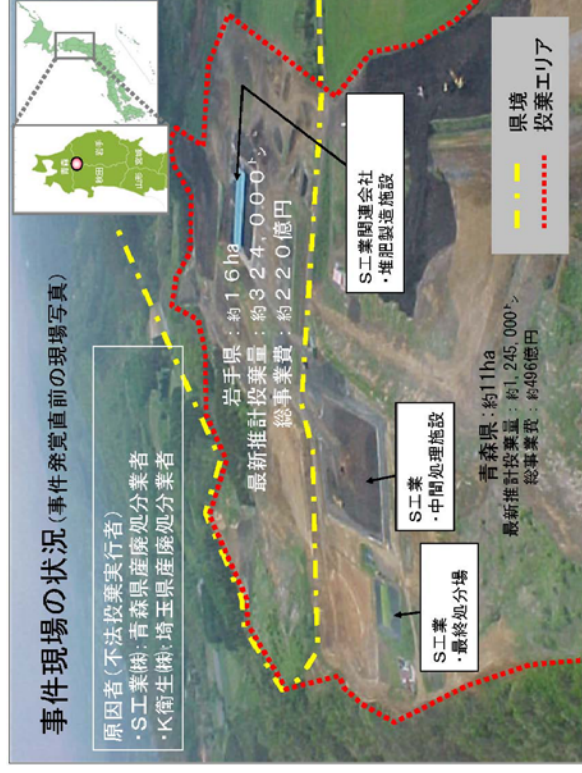
岩手県環境生活部 菊池主査

事案の概要 岩手県

不法投棄場所	岩手県二戸市
不法投棄時期	不明
投棄者	S工業(株)、K衛生(株)
土地状況	行為者(元代表者)所有地
面積等	約16ha、容積約247,000m ³ 、容量約324,000t
主な投棄物	汚泥、燃え殻、廃油、廃プラスチック類、金属くず等の混合物

1 事案の概要

行為者は、昭和56年7月に青森県から産業廃棄物処理業許可を取得し、平成3年1月には中間処理業(堆肥化)を追加して廃棄物による堆肥化を開始した。平成10年の岩手県の調査により、堆肥偽装物による環境汚染が懸念され、不法投棄も疑われたことから、平成11年11月には岩手・青森県警合同捜査本部が強制捜査を実施した。平成12年5月に関係者5人が廃棄物処理法違反で逮捕され、同年6月に岩手県は、行為者等へ原状回復の措置命令を発出した。その後、原因法人の解散、破産等を受け、平成14年6月に青森県と合同の検討委員会を設置し、同年10月には行政代執行に着手した。平成15年6月施行の産廃特措法に基づき、平成16年1月に実施計画の環境大臣同意を受け、現在も支障除去事業を実施中である。



2 原状回復に係る基本方針

岩手県としては、過去に発生し、現在も管理している松尾鉱山の鉱毒水による環境汚染などの苦い経験から、汚染源を無くさなければ汚染は半永久的に止まらないとの教訓があり、不法投棄廃棄物の早期全量撤去を基本方針として、不法投棄された廃棄物の撤去と汚染土壌の浄化による環境再生に向けた取り組みを実施し、併せて行為者への措置命令の確実な履行確保、排出事業者等に対する責任追及を実施している。

3 廃棄物の処分

不法投棄された主な廃棄物は、汚泥、燃え殻、廃油、廃プラスチック類、金属くず等の混合物等であり、支障の除去を行うために廃棄物を撤去し、現場施工マニユールに基づき地山の目視確認及び土壌環境基準への適合等により支障の除去の完了を確認している。

対策工法としては、現地で廃棄物を掘削し、処分先の受入条件に合致するように、廃棄物の選別、塩素濃度の管理等を行い、岩手県内の廃棄物処理施設(民間、市町村の施設)において、焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理を行っている。主な処分先はセメント工場で、処分量の大半を占めているが、一部県内で処理困難な廃棄物は秋田県の民間処理施設に処分委託している。

廃棄物の処分

処分先：セメント工場(※)

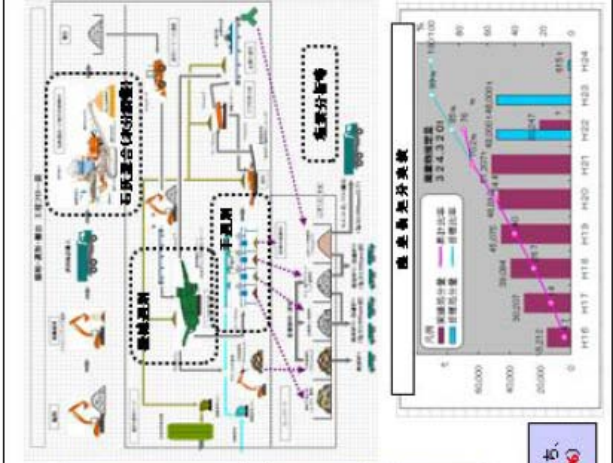
理由
①処理能力が大きいため、セメント原料の一部として処理しており、二次汚染物の発生なし。

※一部セメント原料不足時は廃棄物処理施設にて焼却処分

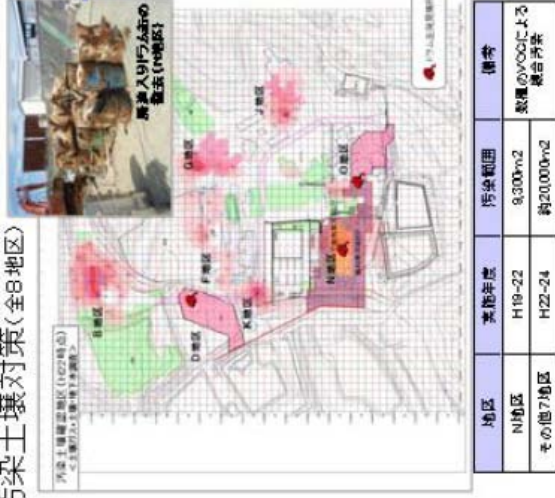
受入条件
①水分含量：45%以下
②粒径：70mm以下
③塩素濃度指定値以下

現場での取り組み
①機械、手作業による分別の徹底
②塩素濃度の管理

H22.8現在、不法投棄量約324,000tのうち、約248,000tの処分を完了(達成率:76%)



汚染土壌対策(全8地区)



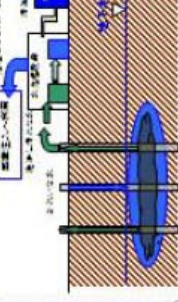
汚染土壌対策工法(N地区)

不飽和帯

多量な汚染物質が埋め戻された土壌中に投入した水は、水と汚染物質が混合し、仮設管により本場にて集めたVOCを確保させる。

飽和帯

多量な汚染物質が埋め戻された土壌中に投入した水は、土壌中の汚染物質を水に溶かし、汚染水を抽出する。



平成22年8月現在で、不法投棄量約324,000tのうち、約248,000t(進捗率76%)の処分を終了している。

4 汚染土壌対策

不法投棄された廃棄物により汚染され、土壌の浄化対策を必要とする区域は全部で8地区あり、主に揮発性有機化合物(VOC)による汚染と判明している。

汚染土壌対策については、平成19年2月に汚染土壌対策技術検討委員会を設置し、多量の廃油入りドラム缶が発見され、土壌汚染が確認されたN地区を中心に対策を検討した。

検討結果は、原状回復対策協議会に報告しながら事業を実施している。

N地区における汚染土壌対策は、地下水位より上部の「不飽和帯」と地下水位より下部の「飽和帯」に分けて対策することとした。不飽和帯は、掘削した汚染土と生石灰を混合し、反応熱により土壌に付着したVOCを揮発させる「生石灰混合法」による対策とし、飽和帯は、汚染土壌に清水を注入し、汚染物質を溶出させた汚水をくみ上げて処理する「揚水法」と、栄養剤を土壌中に注入し、現地由来の土壌微生物を活性化させて汚染物質を分解・浄化させる「バイオレメディエーション」の併用による対策として、他の7地区に先駆けて着手した。これらの対策により、汚染物質のほとんどを除去・分解することができている。

他の7地区についても、N地区

の浄化実績等を踏まえ、同様の方針で汚染土壌対策を実施する計画である。

5 原因者及び排出事業者への責任追及

不法投棄を行った処理業者に対する責任追及の他、法令に違反して当該処理業者に廃棄物処理を委託した排出事業者等に対し、撤去命令や費用求償を実施している。

排出事業者は、約12,000社に及ぶことが明らかになっており、青森県と分担して徹底した調査を行い、平成21年度末までの実績は、岩手県が担当した約5,200社に対して措置命令25件、撤去量約430t、自主撤去28件、撤去量約11,570tとなっている。

戸塚区品濃町産業廃棄物最終処分場における不適正処理事案に対する取組について

横浜市資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係 技術職員 畑 秀彦氏



横浜市資源循環局 畑技術職員

事業の概要 横浜市

不法投棄場所	横浜市戸塚区
不法投棄時期	昭和62年3月～平成12年11月(埋立処分期間)
投棄者	(株)S企業
土地状況 面積等	管理型産業廃棄物最終処分場 埋立面積：25,914m ² 、許可容量：738,502m ³ 、 埋立容量：910,000m ³
主な投棄物	燃え殻、汚泥、鋳さい、木くず、紙くず、繊維くず、 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類、 ガラスくず及び陶磁器くず、ばいじん、 廃石綿等

1 事業の概要

本事業は、横浜市戸塚区の横浜

新道沿い設置された管理型産業廃

棄物最終処分場において不適正処

理が行われ、最終処分場より漏出

した汚水により周辺地下水への汚

染が拡散し、かつ、急勾配に積み上げられた廃棄物の崩落のおそれが生じた事案である。

平成20年2月15日に実施計画の環境大臣同意を受け、現在も支障除去事業を実施中である。

2 不適正処理の経緯

行為者は、昭和62年に産業廃棄物処分業の許可を取得し、埋立を開始したが、数回の軽微変更と施設変更届を繰り返し、平成7年頃から許可容量を超える埋立を行った。これらことから、横浜市は数回の措置命令の発出や事業停止命令の発出を行い、平成14年に処理業の許可を取り消した。

その後、行為者の(株)S企業が倒産状態にあり、命令の履行が見込まれないことから、横浜市は平成17年10月に行政代執行の手続きに着手した。

3 不適正処理状況調査

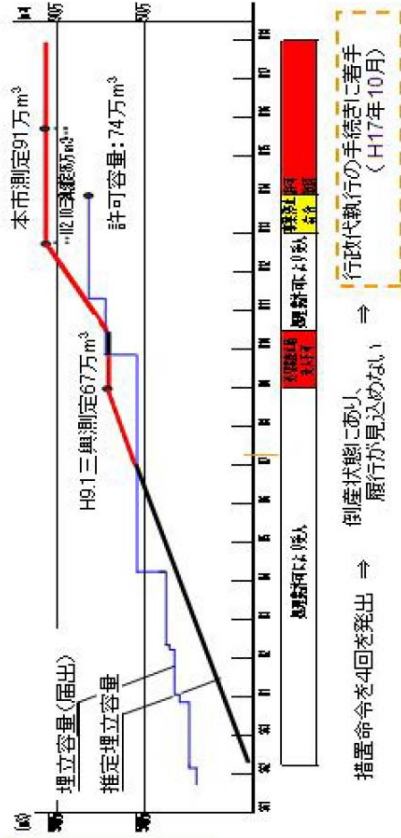
横浜市では、行政代執行を実施するにあたり、不適正処理の状況を把握するために、遮水シート敷設状況調査、地下水汚染調査、廃棄物積上状況等の不適正処理状況調査を実施した。

その調査結果により、最終処分場の一部に遮水不備区域が確認されたり、遮水不備区域より浸出したと考えられる浸出水により、最終処分場の設置に伴い掘削された深度(最終処分場底部)付近に存在



不適正処理の経緯

◇戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯



不適正処理状況調査【3】

◆地下水汚染調査結果



する滞水層で汚染地下水が確認され、かつ、周辺を通過するJRのトンネルに汚染地下水の侵入が確認された。

また、廃棄物が積み上げられた法面はかなりの部分で41度以上の急勾配となっており、崩落の危険性が認められ、特に南側法面は法尻が、敷地境界ぎりぎりまで迫っており廃棄物が崩落した場合の周辺への影響が懸念された。

4 行政代執行による改善工事

行政代執行による支障の除去のために、地下水汚染の拡散防止に関する目標として、遮水区域における汚染源の除去等により、場内汚水及び汚染地下水が処分場区域内から拡散することを防止し、処分場区域外の水質が環境基準以下となるよう、適切な対策を講じることとし、積み上げ廃棄物の崩落防止に関する目標として、急勾配で崩落のおそれがある南側法面を安定化させるよう、適切な対策を講じることとしている。

これらの目標を達成するために、平成20年2月に産廃特措法に基づく環境大臣同意により、平成20年度から24年度の5年間で、約42億円をかけて事業を実施する計画である。

地下水等の汚染防止対策としては、地下水揚水井戸を設置し、汚染された地下水を揚水・排除することにより、汚染拡散を防止する。

■ 不適正処理状況調査【4】

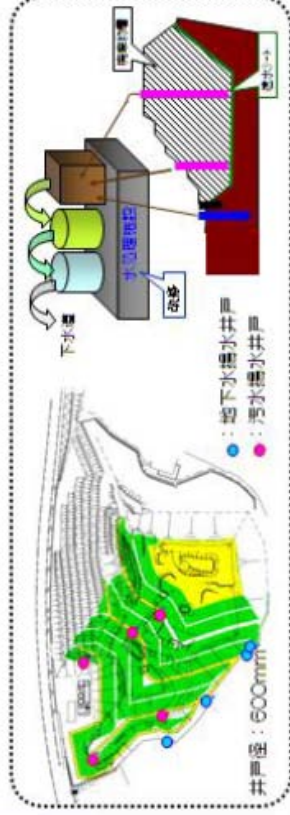
3. 廃棄物積上状況



■ 行政代執行による改善工事【3】

□ 地下水等の汚染防止策

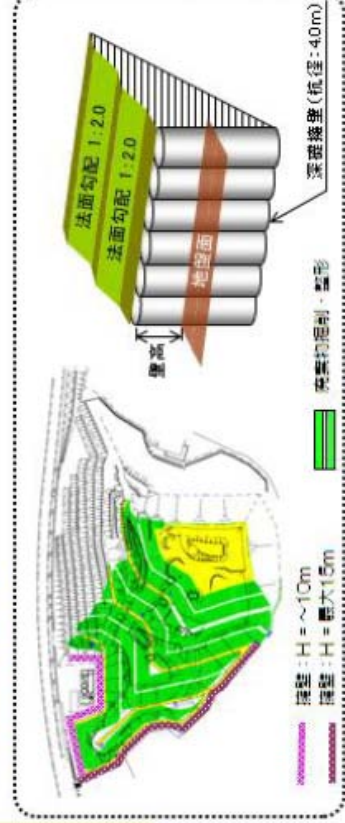
- ◇ 地下水揚水井戸を設置し、汚染された地下水を揚水・排除することにより、汚染拡散を防止。
- ◇ 処分場内に汚水揚水井戸を設置し、場内汚水を排水することにより、汚染源を除去し、漏出を抑制する。



■ 行政代執行による改善工事【4】

□ 積み上げ廃棄物の崩落防止策

- ◇ 擁壁工：擁壁等を設置し、廃棄物の整形を行い、廃棄物の飛散・流出を防止
- ◇ 廃棄物掘削・整形工：急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止



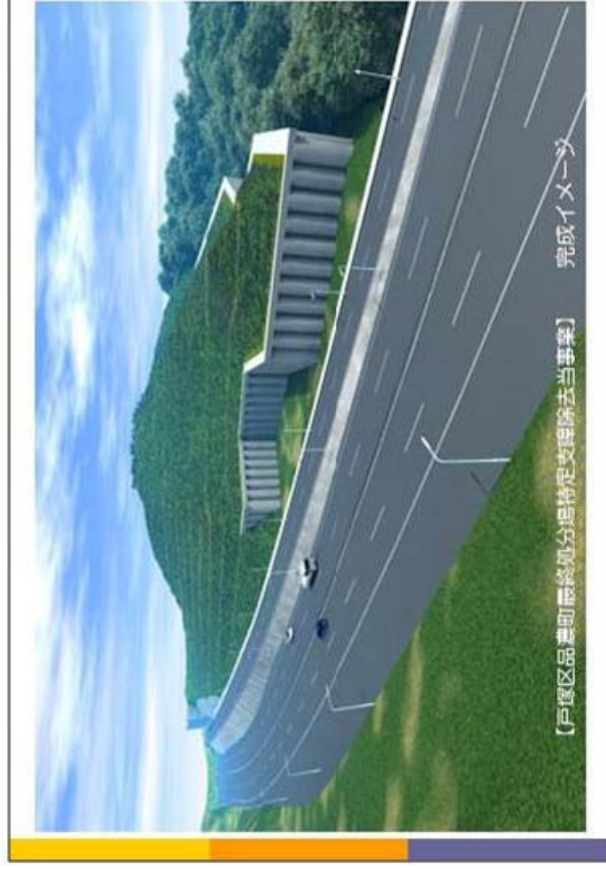
また、処分場内に汚水揚水井戸を設置し、場内汚水を排除することにより、汚染源を除去し、漏出を抑制するものとする。

積上げ廃棄物の崩落防止策としては、土留め壁(深礎擁壁)等の設置し、南側の法面勾配を廃棄物を1:2に整形することにより廃棄物の飛散・流出及び崩落を防止するものとする。

5 責任追及

実行者責任としては、(株)S企業及び違法な操業にかかわった者を責任者とし、廃棄物処理法に基づき「処分場周辺の公共水域の汚染の拡大を防止する旨等」の内容の措置命令を発出し、命令の履行が見込まれないことから、行政代執行により改善工事を実施し、これに要した費用に対して、納付命令を発出し費用求償を行う。

排出事業者責任としては、(株)S企業の無許可期間に同社に処分を委託した排出事業者を責任者とし、当該期間における産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の書類を調査し、当該期間に産業廃棄物の処分を行っていた業者に対して報告徴収を実施し、自主撤去の申出があった業者より撤去費用相当額の納付を求めるとしている。



6 住民への対応

事業概要の説明としては、住民説明会の実施及び地権者への個別説明を実施した。

また、工事等の進捗状況の説明としては、進捗状況を知らせるリーフレットを町内会を通じて配布し、ホームページにより周辺地下水、井戸水等の水質検査結果、廃棄物の沈下等の定点観測結果、大気中のアスベスト測定、工事着工予定他を公表し、周辺事業者への周知も実施する計画である。

7 跡地利用等

整地形状としては、次のとおり
の計画となる。

- ・搬出廃棄物量を最小限に抑えるため、形状がひな壇型となる。

- ・大部分が法面となり、平地部分は頂上部分のみとなる。

- ・現計画では、法面には芝、頂上平地部分には低木を植栽予定。

また、事業終了後の管理としては、管理型最終処分場であることから、排水処理施設の維持管理が数十年間必要と見込まれ、現在メタンガス等の発生が確認されていることから、一般開放の規制等、整地終了後の維持管理が必要である。

なお、跡地利用としては、当該処分場は民有地であり、地権者が十数者・社いることから、今後跡地の有効利用についての検討が必要である。

自動車リサイクル法 不法投棄等対策支援事業について

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(JARC)再資源化支援部 係長 鈴木 肅氏



自動車リサイクル促進センター 鈴木氏

支援事業の概要 JARC

不法投棄等対策支援事業(自動車リサイクル法第106条第4号)	
目的	不適正に処理された使用済自動車の撤去促進を図る
出えん率	撤去費用の8割を上限
原資	特定再資源化預託金等
出えんの要件 (法定要件)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済自動車等について、処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること 地方公共団体が廃棄物処理法に則し行政代執行にて支障の除去等の措置を講じること

【特定再資源化預託金等】

中古車輸出でリサイクル料金の返還請求がない場合や、廃車ガラとして輸出されることによりシュレッダーダスト処理が不要になった場合等に特定再資源化預託金等が発生する。

1 支援事業の背景

産業廃棄物の最終処分場の逼迫によりシュレッダーダストの処分費も高騰し、経済状況の悪化に伴い鉄スクラップ価格の低迷が重なり、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管等が増加した。

一方、使用済自動車に関する従来のリサイクル・処理システムが機能不全に陥ったこと等から、安定したりサイクルシステムの構築を目指して平成17年度に自動車リサイクル法が施行され、セーフティネット機能の1つとして不法投棄等対策支援事業が開始された。

2 支援制度の変遷

自動車リサイクル法施行前は、使用済み自動車の不法投棄・不適正保管事案が発生した場合に大規

模事案は「産業廃棄物適正処理推進基金事業」による原状回復措置に係る費用の3/4の支援、小規模事案は「路上放棄車処理協力会」による撤去に係る費用の寄付(平成3年～16年)により対応していた。

自動車リサイクル法施行後は、大規模事案は「自動車リサイクル促進センター不法投棄等対策支援事業」による撤去・再資源化等に係る費用の8割を上限に出えん(平成17年～)、小規模事案は「路上放棄車処理協力会」によるリサイクル料金の寄付(平成17年～22年)により対応している。

3 支援事業の概要

支援事業の概要と支援の承認項目及び審査基準は、上表、次頁の表に示すとおりであり、特定再資源化預託金からの出えんについて

は、JARCが事前相談の状況やアンケート結果等に基づき、その出えん総額(案)の策定を行い、資金管理業務諮問委員会等を経て翌年度の出えん総額を前年12月に決定する。

また、地方公共団体から提出された協力要請書は、資金管理業務諮問委員会等にて審査し、資金出えんの可否及び出えん予定額の決定を行い、自治体に予定額の通知を行う。

これにより、地方公共団体が行政代執行を実施し、実施報告書(協力資金出えん申請書)を提出することにより、出えん額の確定通知及び出えん金の支払いが実行される。

4 実施事例

自動車リサイクル法第106条第

支援事業の確認項目及び審査基準

確認事項		審査基準
1)対象事業としての要件確認	(1)対象物品 (2)資金出えん要件	①使用済自動車 ②解体自動車(車両残さ等を含む) ③特定再資源化等物品(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト) ④これらの処理に伴って生じた廃棄物(タイヤ、廃油、廃液等) ①生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること ②措置命令の発出 ③代執行の意思 ④費用求償 ⑤未然防止対策を実施すること
2)処理計画の妥当性	(1)処理方法	①使用済自動車⇒自動車リサイクルルートでの処理 ②使用済自動車以外の自動車由来の廃棄物⇒廃棄物処理法に基づく処理
3)事業費見積の妥当性	(1)対象経費要件 (2)見積方法 (3)業者選定方法 (4)他支援団体との按分	①使用済自動車等に必要経費 ②撤去後の再資源化等に必要経費 ・事業費見積が適正に行われていること ・地方自治法および地方公共団体の規則・規定に基づき、業者を選定する計画であること ・他支援団体との按分比率が適正であること (他の廃棄物が混載している場合)

1) 札幌市 事業概要

支援先	北海道 札幌市
発生場所	北海道札幌市清田区
原因目	白物類(自動車リサイクル法違反で逮捕)
不法投棄物品の種類	使用済自動車、解体自動車、その他自動車由来の廃棄物、産業廃棄物、産業廃棄物、産業廃棄物 520ト
処理量	使用済自動車 90台 解体自動車 67台 その他自動車由来の廃棄物 42.6ト、合計199.6ト 3,570立方メートル(タイヤ含む)
生活環境保全上の支障 または支障のおそれ	廃棄物から流出する原油・廃油・重金屬による水質汚濁及び土壌汚染
工期	11月1日～12月16日(実施 36日間)
撤去処理方法	廃棄物処理法および自動車リサイクル法に則した処理
総事業額(自動車分)	6,541千円
出えん税額 (出えん率:80%)	6,233千円



4号に基づく不法投棄等対策支援

事業は、平成19年度に札幌市と奄美市の2事業を計画・実施した。

2事例の概要は上図のとおりである。

5 その他

JARCのホームページに不法投棄等対策支援事業の内容等が詳しく記載されており、ホームページのアドレスや相談・連絡先は次のとおりである。

2) 奄美市 事業概要

支援先	鹿児島県 奄美市
発生場所	鹿児島県奄美市知名港および根崎船地区
原因目	解体業者(原因特定済)
不法投棄物品の種類	①知名港地区 解体自動車および自動車由来の廃棄物 ②根崎船地区 使用済自動車および解体自動車
処理量	①解体自動車等178ト(計1箇所) ②使用済自動車162ト(計1箇所) } 合計 330ト (内訳)使用済自動車24台(14ト) 解体自動車等138ト
生活環境保全上の支障 または支障のおそれ	①原油・廃液による地下水・土壌汚染の恐れ ②原油・廃液による海域汚染の恐れ
工期	1月7日～2月14日(実施 26日間)
撤去処理方法	廃棄物処理法および自動車リサイクル法に則した処理
総事業額(自動車分)	14,500千円
出えん税額 (出えん率:80%)	11,600千円



とおりである。

ホームページ: <http://www.jarc.or.jp>
⇒再資源化等業務⇒不法投棄等対策支援事業
相談・連絡先: 公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部
TEL: 03-5733-8302 FAX: 03-3438-1602
E-mail: shienbu@jarc.or.jp

微量 PCB 廃棄物 への取り組み

第17回全国担当者会議

微量PCB廃棄物への取り組みとしては、平成21年3月に「微量PCB混入廃電気機器等の処理方策について」が環境省から取りまとめられており、その中で微量PCB汚染廃電気機器等の処理方策として、焼却実証試験を行うことが適当であるとの方策が示されている。

これまで23回の焼却実証試験が行われており、平成22年3月には固定床炉を用いて抜油後の変圧器やOFケープルを加熱処理した焼却実証試験をエコシステム秋田(株)で実施した。

最初に当財団から全体の状況について概略の説明をした後、エコシステム秋田(株)からその焼却実証試験についてご報告いただいた。(技術部)



財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 技術部次長 福本 隆治

微量PCB汚染廃棄物処理の

取り組みについて

PCBの製造と使用等(スライド1)

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、戦後国内で約54,000トン製造された。PCBは水にきわめて溶けにくい、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性がよい、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有し、その用途は多岐にわたっていた。

最大の用途はその優れた絶縁性能等によりトランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油として使用された。また、熱交換器の熱媒体あるいはノンカーボン紙の感圧複写紙等にも用いられた。これらの使用は、意図的にPCBを使用したもので、PCBが100%や数十%とか濃度の高いものでいわゆる高濃度PCBと言われるものである。

しかし、昭和43年に発生したカネミ油症等の事件により、その有害性が言われるようになり、昭和49

スライド1

PCBの製造と使用等

- 国内のPCB製造 約54,000トン
- 国内のPCB使用
電気機器の絶縁油
熱媒体
感圧複写紙等
意図的にPCB使用
(高濃度PCB)
- 昭和49年化審法により、製造・使用等の禁止
- 長期間保管

年に法律により製造や新たな使用等が禁止された。使用等が禁止された後、PCB廃棄物となってその処理方策が決まらなまま、約30年間近くも長期間保管がなされてきた。

微量PCB(低濃度PCB)に汚染されたもの(スライド2)

微量PCB(従来低濃度PCBと言われていた)によって汚染されたものとは、非意図的に微量のPCBが絶縁油に混入してしまったものである。昭和40年代末に使用が禁止され、その後PCBそのものは絶縁油等に使用されなかったが、何らかの原因で微量のPCBが非意図的にコンタミしてしまっただけのものである。再生油を絶縁油に使用した柱上トランスに微量PCBに汚染されたものが存在することがわかったり、PCBそのものを絶縁油として使用していないとするトランスやコンデンサ等の電気機器に微量のPCBによって汚染された絶縁油が入っていることが判明したりした。その後、地下ケーブルとして使用されているOF(オイルファイル)ケーブルの絶縁油にも微量のPCBに汚染されているものがあることが判明した。

PCB廃棄物の処理(スライド3)

PCBは、昭和40年代末に使用等が中止され、その後、PCB廃棄物となって長期間保管されてきたが、やっとな国の100%出資の日本環境安全事業(株)(JESCO)の全国5か所での広域的処理が実施されるようになった。平成17年の北九州事業所からはじまり、平成20年の北海道事業所までの5か所である。化学的処理技術で処理が行われている。

また、自社で高濃度PCB廃棄物を所有している民間企業自身が化学的処理技術の開発に合わせて、自家処理を実施したところもある。また、微量PCB廃棄物としては、国内の6電力会社が柱上トランスに使用した再生油に非意図的に微量PCBが含まれてしまったものを化学的処理で自家処理しているものもある。

スライド2

微量PCB(低濃度PCB)に汚染されたもの

- 再生油を使用した柱上トランスに微量PCBに汚染されたものが存在(非意図的)
- 平成14年7月にPCBを使用していないとす電気機器であって、微量のPCBによって汚染された絶縁油を含む電気機器の存在が判明(非意図的)
(その後OFケーブルにも)
→「微量PCB汚染廃電気機器等」
▲上記電気機器等以外の微量PCB汚染物

これらは今まで「微量PCB混入廃電気機器等」と言われてきたが、最近これは「微量PCB汚染廃電気機器等」となっている。また、この電気機器以外で微量のPCBを含む廃棄物もある。

スライド3

PCB廃棄物の処理

- 高濃度PCB廃棄物
 - ☆日本環境安全事業(株)(JESCO)の全国5箇所にて広域的処理中(北九州、大阪、豊田、東京、北海道)
;平成17年から化学的なPCB処理技術により処理
 - ☆自社で所有しているものを自家処理(化学的処理)済
- 微量PCB汚染廃棄物
 - ☆微量PCBに汚染された再生油使用の柱上トランス国内6電力会社による自家処理(化学的処理)中
 - ☆微量PCB汚染廃電気機器等の処理
→無害化処理施設の大規模認定制度

一方、微量のPCBに汚染された絶縁油が入っているトランスやコンデンサ等の微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、無害化処理施設の大規模認定制度ができ、今後認定された処理施設でその処理が行われる。

日本地図上にPCB廃棄物の処理実施箇所を示している。

JESCOが全国5か所の事業所で広域的処理をしているもの、低濃度PCBの自家処理として国内の6電力会社が非意図的に微量のPCBが含まれてしまった柱上トランス(約数百万台あると言われている)について化学的処理を実施しているもの、無害化処理大臣認定制度の認定第1号として、(財)愛媛県廃棄物処理センターが微量PCB汚染電気機器等の焼却処理を開始しているものである。

PCB廃棄物の処理実施箇所



微量PCB汚染廃電気機器等の処理(1)(スライド5)

微量PCB汚染廃電気機器等の特徴としては、トランス等の絶縁油の中に汚染して混ざってしまったPCB濃度は、数十mg/kg以下がほとんどで、50mg/kg以下が約97%、その汚染台数は約120万台、そのPCB量は数トン程度と推定されている。

この様に微量PCB汚染廃電気機器等では、そのPCB濃度は、高濃度の数十万分の1程度であるが、多量に存在するだろうということである。

平成14年に電気機器の絶縁油に微量のPCBが混入していることが判明してから、環境省、経済産業省が共同で有識者から成る低濃度PCB汚染物対策検討委員会を設置して、原因究明等の検討が行われたが、その委員会は平成17年度で終わった。

一方、環境省は平成19年2月に中央環境審議会に「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」を設置して、この微量PCB廃棄物の処理方針、収集運搬、PCB濃度測定等について有識者に審議してもらった。そして平成21年3月に「微量PCB混入廃電気機器等の処理方針について」という内容でまとめが公表されている。その中で述べられているものとして、処理方針の焼却実証試験、その処理

微量PCB汚染廃電気機器等の処理(1)

- 微量PCB汚染廃電気機器等
- ☆トランス等の絶縁油中のPCB濃度数十mg/kg以下多量
- ☆推定台数 約120万台
- ☆推定PCB量 数トン
- 平成19年2月環境省中央環境審議会に専門委員会を設置(微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会)

(1) 処理方針	焼却実証試験	ガイドライン作成
(2) 収集・運搬	焼却実証試験	処理ガイドライン作成
(3) PCB濃度測定	簡易測定法	(4) 大臣認定制度を活用
		処理施設認定

ガイドライン作成、微量PCB廃棄物対応の収集運搬ガイドラインの作成、絶縁油中のPCB濃度0.5mg/kgを迅速に安価に判定できるPCB濃度簡易測定法の策定などがある。また、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣がその処理業者について認定を行い、処理を促進していくとしている。

微量PCB汚染廃電気機器等の処理(2)(スライド6)

処理方策については、焼却実証試験が実施され、それに基づいて「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン(焼却処理編)」が平成21年11月末に環境省から公表された。同じく収集運搬についても検討され、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」として平成21年11月末に環境省から公表された。また、絶縁油中の微量PCB濃度測定法についても検討され、「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」(平成22年1月公表)、第2版(平成22年6月公表)として平成22年1月に「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル第1版(平成22年1月公表)、第2版(平成22年6月公表)」(財)愛媛県廃棄物処理センターが第1号(平成22年6月11日)愛媛県廃棄物処理センターが第1号(平成22年6月11日)

スライド6

微量PCB汚染廃電気機器等の処理(2)

(1)処理方策

- ・焼却実証試験(平成17年度～平成21年度)
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン(焼却処理編)(平成21年11月末環境省公表)

(2)収集運搬

- ・微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン(平成21年11月末環境省公表)

(3)PCB濃度測定

- ・絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル第1版(平成22年1月公表)、第2版(平成22年6月公表)
- (4)微量PCB無害化大臣認定制度

- ・(財)愛媛県廃棄物処理センターが第1号(平成22年6月11日)

スライド7

微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験実施施設



スライド8

微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験実施施設等(3/3)

No.	実施日	名称等	焼却施設	形式	温度	対象	PCB量	処理量
16	H23.11.25~27	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	850℃以上	絶縁油	71mg/kg	3.35L
18	H23.11.25~27	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	850℃以上	絶縁油	54mg/kg	2.0L
19	H23.12.1~3	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	1,100℃以上	絶縁油	29mg/kg	3.26L
20	H23.12.22~25	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	850℃以上	絶縁油	60mg/kg(平均)	5.8L
21	H23.12.15~17	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	1,100℃以上	絶縁油	20mg/kg(平均)	0.18L
22	H23.9~11	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	850℃以上	絶縁油	60mg/kg(平均)	1.5L
23	H23.10~11	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	850℃以上	絶縁油	70mg/kg	0.11L
25	H23.10~11	舞鶴製作所 舞鶴工場	舞鶴製作所	ローリーキルン式燃焼炉	1,100℃以上	絶縁油	60mg/kg	0.63L
								0.33L
								2.6L
								0.25L
								1.92L
								1.23L

年度、21年度の3回ご協力いただいた大館市のエコシステム秋田(株)取締役の村上様から微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験について次に報告していただいた。

この23回の焼却実証試験の内、平成18年度、20

平成18年3月から環境省が実施主体となり、当財団が受託機関として実施してきた微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験の状況をまとめた。焼却実証試験は、平成18年3月から平成22年3月までに、全国13か所で23回実施した。

焼却施設は、主に既存の産業廃棄物焼却施設のローリーキルン式焼却炉等で、試験条件は当初燃焼ガス温度1,100℃以上、ガス滞留時間2秒以上確保で行い、その後燃焼ガス温度850℃以上の条件でも行った。試験試料としては、トランス等に入っていた微量PCB汚染絶縁油やその内部部材の紙くず、木くず、微量PCB汚染絶縁油入りコンデンサを使用した。更に昨年度は、焼却施設に付帯している固定床炉において、微量PCB汚染絶縁油が入っていたトランス等で抜出したものを固定床炉に入れて、850℃以上に加熱して処理をする方式の実証試験も2か所で行った。また、微量のPCBを含む汚染物(汚泥等)も試験試料とした。

微量PCB汚染廃電気機器等の

焼却実証試験について



エコシステム秋田株式会社 取締役 村上 学氏

エコシステム秋田(株)において、環境省の微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験が、平成18年度より計3回実施された。その概要を報告する。

所在位置・位置づけ・実証試験履歴(スライド1~3)

エコシステム秋田(株)は、秋田県北部の大館市にあり、中心市街地より約4km離れた位置にある。工場周辺は緑に囲まれている。大館市の東は、鹿角郡小坂町に接し、同和鉱業の長い歴史の中で深いつながりを続けている。かつては、同和鉱業の花岡鉱山があり隆盛をきわめた。

エコシステム秋田(株)は、同和鉱業がDOWAホールディングスになったことで、DOWAエコシステム(株)グループの関連会社となっている。

事業は、焼却炉の産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業、フロン破壊処理、土壌浄化処理業、低品位基板の焼却/銅濃縮および飛灰等の溶出防止の混練処理(産廃、一廃)、中和処理の液処理(産廃)である。

過去3回の実証試験において、絶縁油、OFケープル、抜油されたトランス筐体の焼却処理が実施された。

1回目は、弊社1号炉で絶縁油のみ処理された。

2回目は、加熱分離炉でトランス筐体及びOFケープルを850℃以上に加熱し、PCB成分を揮発させ、その排ガスを1号炉に導入してPCB処理の所定の条件で処理された。

3回目は、2号炉で実施された。絶縁油、トランス筐体及びOFケープルの同時処理であった。2号炉には、付属の固定床炉があり、その固定床炉でトランス筐体及びOFケープルの加熱分離(850℃以上)、キルンフロントウオール側から絶縁油を噴霧しての同

スライド 1

秋田全県(大館市の所在地)
秋田県 青森県 秋田県 大館市 小坂町 鹿角郡 秋田県 大館市 小坂町 鹿角郡 秋田県

大館市は秋田県北東部山形山脈を横断する大館川と大館川の支流に囲まれた盆地にあり、同和鉱業の長い歴史の中で深いつながりを続けています。かつては、同和鉱業の花岡鉱山があり隆盛をきわめておりました。

大館市花岡町(産廃処理場の設置予定)

エコシステム秋田(株)の位置

大館市花岡町(産廃処理場の設置予定)

スライド 2

DOWAホールディングス

DOWAグループ	DOWAエコシステム	リサイクル事業部
ウエストテック事業部	ジオテック事業部	エコリサイクル
エコシステム秋田 秋田県内各工場	エコシステム花岡 秋田県内各工場	エコリサイクル 東京リサイクル
エコシステム秋田 秋田県内各工場	イーアットイー・ソリューションズ	エコシステム岡山
エコシステム山形	ジオテック	アクトビリーサイクリング
光和構装	ロジスティクス事業部	新幹線建設総合利権管理会社
北秋環境サービス	面和通運	エコシステムリサイクルリング
岡山成油		エコシステム小坂
グリーンフィールド小坂		オートリサイクル秋田

スライド 3

1回目：平成19年2月
試験対象 絶縁油
試験炉 1号炉 (燃焼ガス1,100℃×2秒滞留条件)

2回目：平成20年11月
試験対象 トランス筐体、OFケープル
試験炉 加熱分離炉 (850℃以上加熱) +
1号炉 (燃焼ガス1,100℃×2秒滞留条件)

3回目：平成22年3月
試験対象 絶縁油、トランス筐体、OFケープル
試験炉 固定床炉 (850℃以上加熱) +
2号炉 (燃焼ガス850℃×2秒滞留条件)

時処理が実施された。ただし、燃焼排ガス850℃×2秒滞留条件の処理であった。

第一目概要(スライド4~5)

第1回目の実証試験は、微量PCB汚染絶縁油を1m³タンクに受け、定量ポンプにて0.1kl/hの噴霧量でロータリーキルン入口部から炉内に導入した。燃焼排ガス1,100℃×2秒滞留条件ゾーンは、ロータリーキルンおよび二次燃焼炉で達成させた。実測の滞留時間は、3.2~3.4秒であった(温度:1,133℃)。

なお、当社の1号炉、2号炉とも排ガス処理は、湿式処理である。二次燃焼炉の排ガスは三次燃焼炉に入り、その後冷却塔の大量の噴霧水で瞬時に80℃程度に急冷される。その急冷によりDXN'Sを発生抑制している。苛性ソーダ循環の洗浄塔(2基)、湿式電気集塵機(2基)でガス処理し大気放出している。

第二目概要(スライド6~8)

第2回目の実証試験は、加熱分離炉でトランス筐体及びOFケープルを850℃以上に加熱し、PCB成分を揮発させた。そのPCBを含んだ加熱分離炉の排ガスは、ロータリーキルンの入口部に煙道で接続して1号炉に導入した。ロータリーキルンおよび二次燃焼炉で、PCB処理の所定の条件を満たして処理した。

ロータリーキルンおよび二次燃焼炉で達成させた、燃焼排ガス1,100℃×2秒滞留条件ゾーンの実測の滞留時間は、2.2~3.1秒であった(温度:1,136~1,138℃)。

スライド4

試験対象 絶縁油
試験炉 1号炉(燃焼ガス1,100℃×2秒滞留条件)

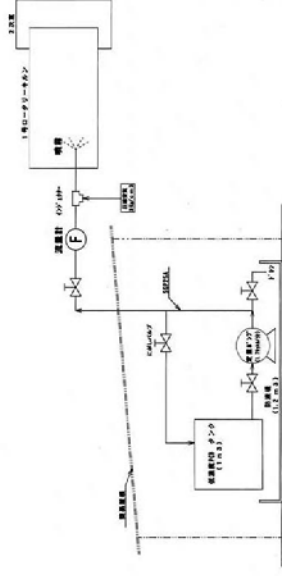


図 微量PCB 噴霧試験設備

スライド5

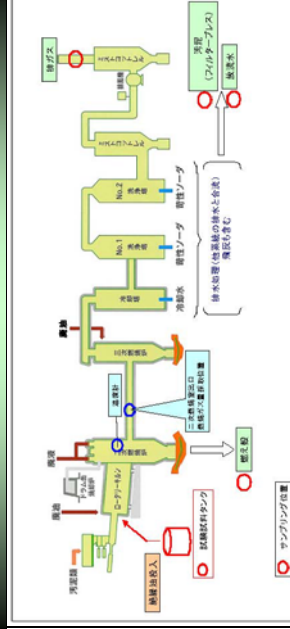


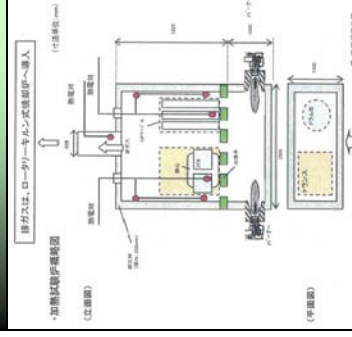
図 エコシステム秋田(株)焼却処理(1号炉)フロー及びサンプリング箇所

スライド6

試験対象 トランス筐体、OFケープル
試験炉 加熱分離炉 (850℃以上加熱) +
1号炉 (燃焼ガス1,100℃×2秒滞留条件)



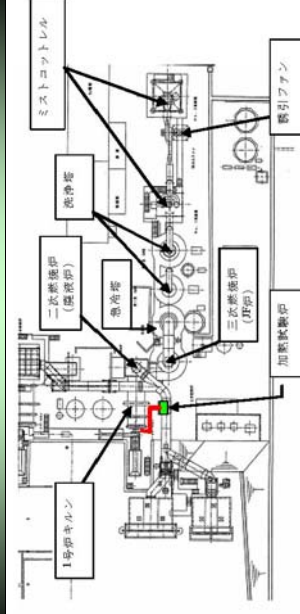
スライド7



加熱試験炉概略図及び写真



スライド8(加熱試験炉設置位置概念図)



第三回目概要(スライド9～14)

微量PCB汚染絶縁油は、ロータリーキルン式焼却炉の二次燃焼炉出口から三次燃焼炉出口までの温度を850℃以上に保持し、供給ポンプを用いて微量PCB汚染絶縁油を移液した専用タンクから連続的に供給し、バーナーでロータリーキルン内に噴霧した。噴霧量は約410L/h、9時～17時の8時間、通常処理している産業廃棄物と混焼した。

微量PCB汚染汚染電気機器等の変圧器1台とOFケープル入りドラム缶1本は、火格子架台に載せ、その下にオイルパンを敷いて固定床炉に挿入した。変圧器とドラム缶の蓋は開放し、架台上に置いた。固定床炉の蓋を閉め、10時からメインバーナーを用いて約1時間かけて昇温して、炉内温度を850℃以上で17時まで加熱した。発生するガスは二次燃焼炉出口の煙道に送られ、その後三次燃焼炉にて850℃以上で処理した。17時にバーナーを停止して固定床炉を冷却し、翌日に試験試料を取り出した。

混焼した絶縁油の排ガスおよび固定床炉の排ガスは、二次燃焼炉出口の煙道で合流する。よって、本実証試験で達成させる「燃焼排ガス850℃×2秒滞留」条件ゾーンは、三次燃焼炉になる。実測の滞留時間は、3.2秒であった(温度：881～883℃)。

スライド 9

目的

微量のPCBを含む絶縁油をロータリーキルン式焼却炉で焼却するとともに、微量のPCBを含む絶縁油を抜油した変圧器とOFケープルを収納したドラム缶を固定床炉で加熱して発生したガスをロータリーキルン式焼却炉の三次燃焼炉(850℃以上)に導入して焼却処理することによってこれらが安全かつ確実に処理されることを確認する。

試験試料①： 微量のPCBを含む絶縁油 6.6キロリットル(絶縁油中のPCB濃度、43mg/kg)

試験試料②： 微量のPCBを含む絶縁油を抜油した後の変圧器 2台 高圧変圧器、30kVA
抜油後重量 160.6kg、159.6kg

試験試料③： 微量のPCBを含む絶縁油を抜油したOFケープルを1本あたり約0.7mに切断したもの30本が収納されたドラム缶 2本
(ドラム缶底部に溜まった絶縁油中のPCB濃度、51mg/kg、46mg/kg)
OFケープル入りドラム缶の重量、432.0kg、436.2kg

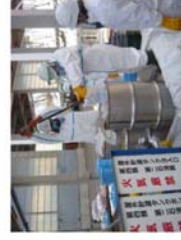
スライド 10(試験試料の写真)



絶縁油ドラム



トランス・OFケープル保管



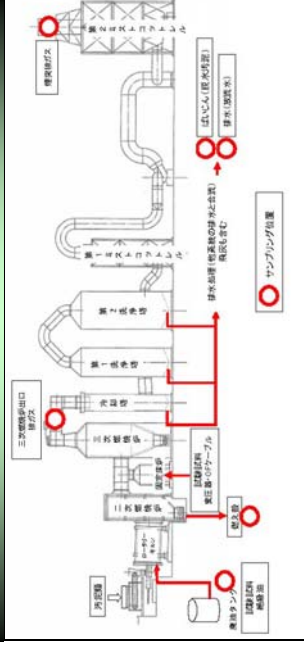
変圧器内部



OFケープル収納ドラム缶

絶縁油抜き作業

スライド 11(サンプリング箇所)



スライド 12(固定床炉内の試験試料装入)



火格子受け皿



固定床炉への試験試料投入



火格子受け皿



固定床炉内に試験試料を配置

スライド13-14は、焼却後の変圧器、OFケープルおよびサンプリングの状況である。

実証試験分析結果およびまとめ(スライド15)

- ①周辺環境への影響
 - ・施設の敷地境界における大気中のPCB濃度、施設の周辺における大気中のDXN'S濃度については、影響を及ぼすことなく、関係法令に定める基準値等より低いことを確認した。
 - ②排ガス、排水について
 - ・排ガス中のPCB及びDXN'Sの濃度については、関係法令に定める基準値等よりも低いことを確認した。
 - ・また、排ガス中のPCB及びDXN'Sの濃度については、通常運転時と本試験時に比べて顕著な変化がないことから、試験試料を投入したことによる排ガス中のPCB及びDXN'S濃度への影響はないことを確認した。
 - ③燃え殻、ばいじん(脱水汚泥)について
 - ・PCB及びDXN'Sの濃度については、通常運転時と本試験時において顕著な変化がないことから、試験試料を投入したことによる燃え殻並びに脱水汚泥のPCB及びDXN'S濃度への影響はないことを確認した。
 - ④変圧器、OFケープルについて
 - ・試験試料である変圧器やOFケープルを加熱試験炉から取り出して解体し、その加熱残渣である鉄芯、銅線、紙等のPCB濃度を測定し、また、変圧器やドラム缶内の拭き取り試験も行った。
 - その結果、いずれの焼却残渣もPCBの基準値を満足していた。
 - ・固定床炉での変圧器及びOFケープルの加熱処理後の残渣物に含まれるダイオキシン類の量については、OFケープル(ドラム缶入りの加熱残渣物(絶縁紙の残渣)に含まれるダイオキシン類の含有量が基準値を上回ったが、それ以外は基準値よりも

スライド13(固定床での加熱残渣状況)



スライド14



変圧器、OFケープル加熱残渣のサンプリング状況

低いことを確認した。

なお、ダイオキシン類の含有量が基準値を上回った絶縁紙の残渣は、特別管理産業廃棄物(ダイオキシン類を含む燃え殻)の処分に關する許可を有している焼却施設において処理した。

以上より、過去3回の微量PCB汚染廃電機機器等の焼却処理実証試験を行なった結果は、確実に、かつ、周辺環境に影響を及ぼすことなく安全にPCBが分解されたことが確認された。

今後も、エコシステム秋田(株)は、DOWAエコシステム(株)グループの一員として、微量PCB汚染廃電機機器等の処理問題に参画し、負の遺産の解消に貢献したい。

スライド 15(実証試験分析結果)

		平成19年2月		平成20年11月		平成22年3月	
試験試料		50WVAトランス	OFケープル	30WVAトランス	OFケープル		
対象	PCB濃度	17mg/kg	36~74mg/kg	66~76mg/kg	18mg/kg	41~56mg/kg	
	総量	1.7kL	2台	ドラム缶2本	6.6kL	2台	ドラム缶2本
処理施設		1号炉	1号炉、加熱分離試験炉		2号炉、固定床炉		
調査項目	分析項目	単位	平成19年2月	平成20年11月	平成22年3月	基準値等	
排ガス	PCB 通常運転	ng/m ³ N	30	18	14	100,000	
	実証試験		25~43	24~67	9.6~12		
燃えがら	DXN'S 通常運転	pg-TEQ/m ³ N	230 ^{*1}	140 ^{*1}	170 ^{*2}	※1:5,000(1号炉) ※2:1,000(2号炉)	
	実証試験		270~430 ^{*1}	230~660 ^{*1}	130~140 ^{*2}		
排水	PCB 通常運転	ng/g	0.94	0.075	—	—	
	実証試験		0.058~0.16	0.024~0.026	<0.0003	0.003	
ばいじん (排水汚泥)	DXN'S 通常運転	pg-TEQ/g	120	4.2	—	3,000	
	実証試験		6.0~11	0.00067~2.6	9.2~57	3,000	
トランスの 加熱残渣 (実証試験のみ)	PCB 通常運転	ng/L	0.45	0.93	0.70	3,000	
	実証試験		5.4~6.8	0.99~0.98	0.89~3.0	3,000	
OFケープルの 加熱残渣 (実証試験のみ)	DXN'S 通常運転	pg-TEQ/L	0.61	0.24	0.91	10	
	実証試験		1.2~2.5	0.30~1.0	0.28~1.6	10	
紙	PCB 通常運転	ng/g	5.0	7.0	—	—	
	実証試験		11~20	4.5~6.0	—	—	
トランス容器	PCB 通常運転	mg/L	—	—	<0.0003	0.003	
	実証試験		360	76	<0.0003	0.003	
トランスの 鉄心 一次コイル銅線 二次コイル銅線	PCB 通常運転	pg-TEQ/g	520~600	69~200	66~70	3,000	
	実証試験		—	<0.04	<0.01	0.1	
OFケープルの 導体銅	PCB 通常運転	μg/100cm ²	—	<0.02	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.002	<0.001	0.01	
鉄	PCB 通常運転	mg/kg	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.002	<0.001	0.01	
絶縁紙	PCB 通常運転	mg/kg	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.0005	<0.0003	0.003	
絶縁油	PCB 通常運転	mg/kg	—	0.0009~0.0020	—	—	
	実証試験		—	—	620~10,000	3,000	
絶縁紙	PCB 通常運転	pg-TEQ/g	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	—	<0.0003	0.003	
絶縁油	PCB 通常運転	mg/L	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.002	<0.0003	0.003	
絶縁油	PCB 通常運転	mg/kg	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.002	<0.0003	0.003	
絶縁油	PCB 通常運転	pg-TEQ/g	—	<0.002	<0.001	0.01	
	実証試験		—	<0.002	<0.0003	0.003	
絶縁油	PCB 通常運転	μg/100cm ²	—	<0.04	<0.01	0.1	
	実証試験		0.36~2.4	0.051~0.19	0.036~0.24	500	
絶縁油	PCB 通常運転	ng/m ³	0.19~2.9	0.028~0.15	0.027~0.15	500	
	実証試験		0.016	0.0082	0.0088	0.6	
絶縁油	DXN'S 通常運転	pg-TEQ/m ³	0.0043~0.013	0.0078~0.0082	0.0052~0.0064	0.6	
	実証試験		—	—	—	—	

優良な 産廃処理業者に係る

第17回全国担当者会議



許可期間の特例制度

～廃棄物処理法 政省令事項素案より～

優良化事業推進チーム 吉川 賢

廃棄物処理法の改正により、現行の優良性評価制度が見直される政省令事項素案が公開されている(平成22年9月時点)。そこで、新旧制度の規定と基準の変更点を確認し、政令案の基準の概要に触れ、最後に産廃情報ネットの概要と利用状況、今年度下期の優良化推進事業について説明した。

制度の規定と変更点

現行制度では、都道府県知事が基準を満たす処理業者について、許可更新時等の申請書類の一部を省略できるという省令の規定によっていたが、新制度では政令の基準を満たす場合は処理業の許可の有効期間を7年とする法律の規定になっている。これによって全国で統一的な運用が確保された。基準をみると、遵法性、業の実績、環境配慮の取組では変更はないが、情報公開は半年間の公開期間でよいこととされ、新しい項目もみられる。また、電子マニフェストが利用可能であることと、財務体質の健全性も追加された。続いて、政令案の基準の概要について説明した。

基準の変更点

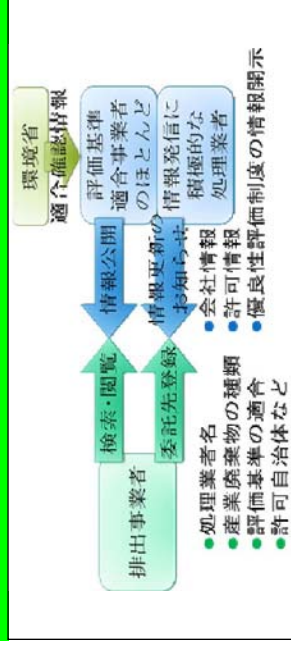
基準	変更の有無
①遵法性	変更なし
②業の実績	変更なし
③環境配慮の取組	変更なし
④情報公開	公開期間は半年間 新しい公開項目あり
⑤電子マニフェスト利用可能	新基準
⑥財務体質の健全性	新基準

産廃情報ネットの概要と利用状況

当財団のホームページ「産廃情報ネット」では処

理業者が無料で情報公開できるため、現行基準のほとんどの適合事業者を含め、多くの処理業者が積極的にPRの場として活用している。新制度に対応するため、情報公開項目の追加・変更等を計画している。また排出事業者にとっては、廃棄物の種類等を条件に全国から処理業者を検索できるサイトとして活用されており、委託先の情報更新を自動的に知らせる「排出事業者向けメール」で、処理委託先を管理しているユーザーも多い(1ユーザー当りの処理委託先登録は平均で6.6社)。

産廃情報ネットにおける情報提供



今年度下期の優良化推進事業

上期に引き続き、産廃廃棄物処理業優良化推進委員会を開催するとともに(委員長:上智大学北村喜宣教授)、特例優良許可制度を普及させるため、制度紹介DVDを制作して全自治体に配布することと、全国産廃廃棄物連合会、各県産業廃棄物協会と説明会を開催することを予定している。また、優良化を推進するためには排出事業者の適正処理啓発も不可欠であることから、適正処理講習会の講師養成講習と、自治体共催による排出事業者向け適正処理講習会を開催する予定である。今後とも関係各位のご指導とご協力をよろしくお願いした。

シリーズ「産業界の役割」は前回をもって終了しました。今号より新企画「都道府県の産廃対策」と題し、都道府県の産業廃棄物行政の現状と取組みについて、寄稿いただきました。よろしくお願いたします。第1回は京都府の不法投棄対策について執筆いただきました。



京都府における不法投棄対策の 現状と課題について

京都府文化環境部循環型社会推進課 岩城 吉英

1. 不法投棄等対策の現状

1.1 沿革

京都府では、昭和62年に公害対策部門に環境衛生部門から産業廃棄物対策を事務移管し、名称を「環境対策室」に変更以後、平成4年、平成12年と組織の拡充を行い、平成13年から産業廃棄物の不法投棄等不適正処理(以下「不法投棄等」という。)対策を独立して行うため「不法投棄等特別対策室(以下「対策室」という。)」を新設し、その後も体制を強化し、平成20年からは循環型社会推進課に組織再編している。(図1参照)

人員も産業廃棄物対策だけをみれば、昭和62年の5名から現在には産業廃棄物担当と不法投棄対策担当を併せて13名となっている。

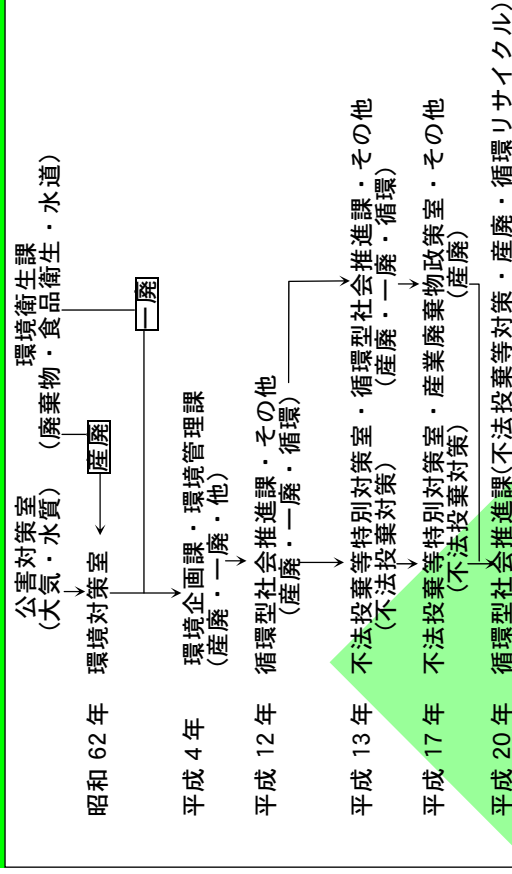
それ以外にも、警察官OB16名の不法投棄等監視指導員(嘱託)を配置したり、兼任ではあるが7保健所に60名の職員を配置し不法投棄等対策を講じている。

1.2 組織の特徴

京都府では、平成13年の対策室の新設と同時に、副知事を本

部長とした「不法投棄等特別対策本部」を設置し、その下に「不法投棄等特別対策機動班(本庁)」、府内12の地方振興局単位に「不法投棄等特別対策地域機動班」(平成16年からは地方機関の統合により4広域機動班内7地域機動班集体制に統合)を設置した。

図1 京都府の産業廃棄物担当組織の沿革



機動班とは、廃棄物の不法投棄等環境侵害事案に至るに当たって、違法森林開発、違法宅地造成、違法農地転用等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）以外の法律違反が行われる場合が多いことから、各法律を所管する複数の部門で構成し、共同して対応する組織である。

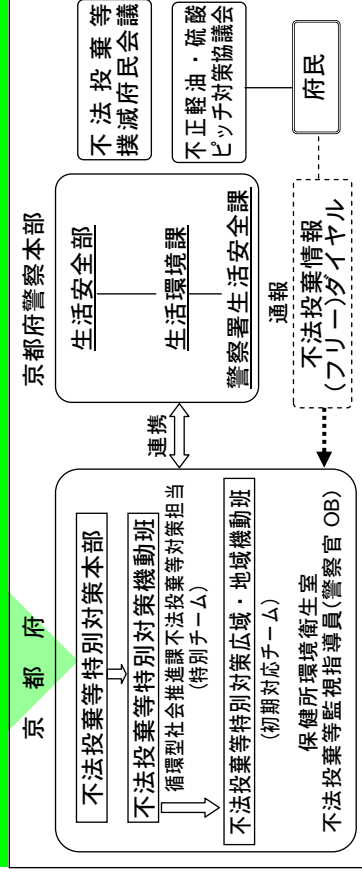
特に、本庁に設置した不法投棄等特別対策機動班には、対策室（現在は循環型社会推進課不法投棄等特別対策担当、以下同様）に所属する警察官1名と行政職員1名がコアとなる「特別チーム」を置き、地域機動班から要請を受けた特殊事案等を、専従体制で早期に原状回復を図るなどの対処を講じている。（図2参照）

1.3 権限

京都府では、平成12年から廃棄物処理法における産業廃棄物収集運搬業許可等の一部、平成16年からは許可事務の一部（他府県等業者に係る収集運搬業許可、焼却施設と最終処分場の設置許可）と行政代執行（第19条の8）を除いて、廃棄物処理法の全ての権限を保健所長に委任した。

しかし、不法投棄等に係る事案対応、法的措置対応等については、対策室が手厚く指導・助言等を講じている。

図2 京都府の不法投棄等対策の組織体制



1.4 京都府独自の条例等

①京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（通称「不法投棄防止条例」）

廃棄物処理法では、廃棄物以外の有価物若しくは土砂の処理については適用されず、また、事業者自らの産業廃棄物の保管行為についても、産業廃棄物保管基準又は産業廃棄物処理基準に適合すれば認められることを悪用し、「有価物・土砂抗弁（産業廃棄物の保

管）」「自社物抗弁（他社物保管）」による産業廃棄物の不適正処理が横行していた。

そこで、京都府の独自措置として「産業廃棄物の疑い物への報告徴収・立入検査」「自社物保管の届出」「運搬指示票（自社物の動きの把握）」「産業廃棄物の疑い物への搬入停止命令」を設けた条例を平成14年12月24日に制定し、平成15年4月1日から施行した。

この後、平成15年の廃棄物

表1 不法投棄防止条例の施行状況

	保管届出	報告徴収	立入検査*	停止命令
15年度	19件	5件	1,038箇所 10,656件	0件
16年度	6件	9件	864箇所 9,341件	0件
17年度	3件	3件	795箇所 8,973件	0件
18年度	2件	1件	738箇所 8,745件	0件
19年度	1件	1件	671箇所 10,669件	0件
20年度	2件	0件	621箇所 7,724件	0件
21年度	1件	0件	766箇所 9,824件	0件

※産廃条例又は廃棄物処理法に基づく箇所・件数

処理法改正(6月18日公布)で、第18条に規定する報告徴収及び第19条に規定する立入検査の対象に「廃棄物の疑いのあるもの」が拡大(施行12月1日)、平成22年の廃棄物処理法改正(5月19日公布)で、「自社物保管の届出」制度が創設(平成23年4月1日施行予定)された。

なお、実際の運用に当たっては、野積み(本府では廃棄物又は廃棄物の疑い物の保管・処分・不法投棄等が判明するまでは事実行為として「野積み」と称する。)行為に対し、即、保管の届出を受理するのではなく、廃棄物処理法の違反行為の有無を確認するため、の立入検査・報告徴収を行い、違法な野積み行為であることが確認されれば原状回復指導を行うことから、本条例に基づき保管の届出は立入検査箇所数に比して微々たるものとなっている。(表1参照)

②京都市民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例(通称「硫酸ピッチ条例」)

京都府では、平成15年に不正軽油の製造に伴い生じた硫酸ピッチとアルカリスラッジの不法投棄・不適正保管事案が多発したが、廃棄物処理法では硫酸ピッチの廃棄物とし

ての特定、その処分による生活環境の保全上の支障の発生又は支障のおおそのの確定など措置命令の発令等に期間を要することから、京都府の独自措置として、「硫酸ピッチの生成」「硫酸ピッチの保管」の禁止と違反した場合の当該行為の中止、硫酸ピッチの撤去・適正処分の緊急措置等を設けた条例を制定した。

本条例の硫酸ピッチの定義は、A重油と灯油を混合した不正軽油から識別剤のクマリンを除去するために硫酸を使用することから、硫酸イオン濃度1パーセント以上の液状又は泥状物とした。

なお、平成16年の廃棄物処理法改正において、指定有害廃棄物として硫酸ピッチの指定、その保管等の処理の禁止、違反行為は直罰化され、基本的に硫酸ピッチの不法投棄等事案は対応できるといったが、本条例が制定された平成15年12月19日(施行平成16年1月18日)以降現在に至るまで、京都府の隣接府県では不正軽油製造所の摘発、硫酸ピッチ等の不法投棄等事案が発生していたにも関わらず、京都府内においては不正軽油製造所の発覚、硫酸ピッチ等の不法投棄等事案は1件も発生していないことから、

条例制定による一定の抑止効果があったものと推測される。③京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(通称「土砂条例」)

廃棄物処理法が土砂の処理について適用されないことから、有害汚染土砂、不法投棄隠蔽土砂(廃棄物混入土砂、「リサイクル品(土)」と称した資材)による宅地造成や砂利採取地の埋戻しなど、土地の埋立等による生活環境の保全、災害の防止を目的に土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定し、平成21年10月1日から施行しまた。

この条例は、汚染土砂等による埋立て等を禁止した上で、3,000㎡以上の土地の埋立てを許可制とし、①埋立てに用いる土砂等の埋立基準(土壌検査の義務付け)、②埋立施工計画に技術基準(崩落・倒壊)、③周辺地域の環境保全及び災害の防止基準(管理体制)に適合する埋立てを求めている。

1.5 事案対応

京都府では、不法投棄等不適正処理の発生に対し、早期発見・早期着手・早期解決で対応することを心がけている。

①早期発見

京都府での不法投棄等情報

表2 不法投棄等の年度発生件数・投棄量、残存件数・残存量の推移

平成5～7平均	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
4	22,364	8	11,344	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	
22,364(17)	41,644(31)	52,988(40)	53,800(40)	80,174(60)	90,396(68)	115,169(87)						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

平成14年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量	件数	数量
22	8,895	21	5,367	5	2,201	5	1,261	3	354	2	3,055	5
124,064(93)	129,431(96)	131,632(98)	132,893(99)	133,247(99)	133,247(99)	136,302(97)	138,797(98)					
56	134,575	46	127,244	49	127,467	49	123,987	48	123,281	47	124,922	43

(注) 数量の単位はトン。上段は発生件数・投棄量。中段は累計投棄量、()は前年度累計投棄量の占める割合(%)。下段は残存件数・残存量(調査は14年度から開始。ただし14年度は政令市分も都道府県分に加算)

(出典) 環境省

は、京都府独自に設置した24時間対応・通話料不要のフリーダイヤル「不法投棄情報ダイヤル」や電子メール等を通じて直接・間接に寄せられている。また、広域振興局4箇所に各4名合計16名の「不法投棄等監視指導員」(警察官OB)を配置し、年間365日不法投棄等の監視で早期発見を心がけるとともに、現場での不処正処理に対する指導も実施している。

②早期着手
不法投棄等の情報が寄せられたり、不法投棄等を発見したときは、第一に現場を確認し、投棄物から行為者・排出事業者・関与者等が特定できる場合は即刻調査する。

者(管理者)、隣接土地所有者、近隣者等から行為者等の特定に繋がる情報入手する。不法投棄等が反復継続される可能性がある場合は、監視カメラを設置し行為者等の特定ののための資料収集を行う。

③早期解決
行為者・排出事業者・関与者等が特定されれば行政指導により原状回復等を求めるが、指導内容を履行せず生活環境の保全上の支障等の拡大を招くときや法令等に規定する処分基準に著しく違反し緊急の措置が求められるときなどは、行政処分による原状回復等も求める。

なお、行政処分を発令するには確認すべき事項が多く期間を要することから、行政指

導中に立入検査、報告徴収等を行い必要事項を確認する。

2. 展望

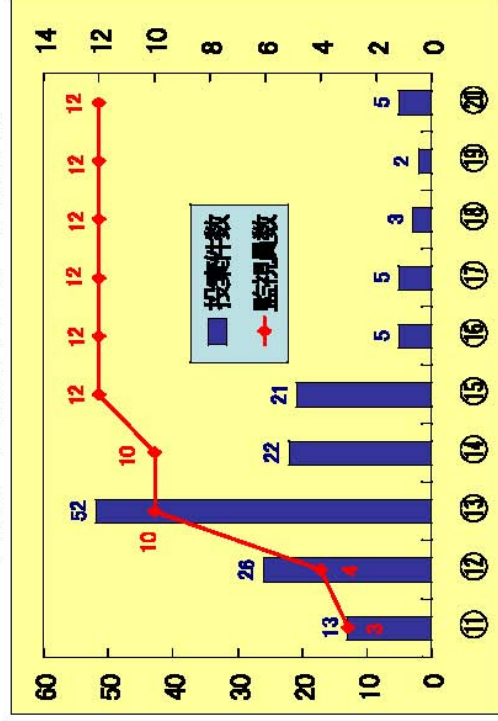
2.1 不法投棄量発生量の変化と組織・体制の整備の因果関係

平成20年度末時点の京都府(京都市を除く。)における1件が10トン以上の不法投棄等の残存件数及び残存量は、43件11万8136トンで、全国計2,675件1725万9908トンを、件数で1.6%、数量で0.7%を占める程度ではあるが、それでも全国107産業廃棄物担当行政(都道府県及び政令市)中、件数で10位、残存量で第19位となっている。(表2参照)

これをどのように見るかであるが、単純に不法投棄量が多いから、担当行政が何の対策も講

表3 不法投棄等の年度発生件数と組織・人員の関係

年度別の監視指導員数と投棄件数



年度別の組織人員

年度	⑪	⑫	⑬~ ⑭	⑮~ ⑰	⑱
監視指導員	3	4	10	12	16
廃棄物担当	6	6	10	13	13
内不法投棄対策担当	0	0	4	6~ 7	7
保健所職員	64	64	64	64~ 62	60

じていないかのような印象を与えるかも知れないが、それは誤りである。

廃棄物の発生は経済活動と比較例しており、経済活動の活発な都市部で発生した廃棄物が田園部・山間地に不法投棄される傾向にあり、監視体制を強化すれば当初は不法投棄を発見し、件数・量とも増加するが、その後は新規発生の件数・量は減少する。

京都府の場合も同様と考えが、新規発生件数・量の推移から見れば、残存量の9割以上が平成14年度以前の発生となっていることから、現行の組織体制を整備した平成15年度からの不法投棄の発生が減少してきているものと推測される。(表3参照)

しかし、不法投棄された廃棄物の残存量は、原状回復を行政

代執行にて全量撤去適正処理しない限り、著しく減少させることは容易でない。

2.2 不法投棄等対策の転機
京都府での不法投棄等対策の転機は平成12年に訪れた。住民の生活道路となっている市道を挟んで住宅が建ち並び市街地の空き地に保管と称して建設系混合産業廃棄物いわゆる「ミンチ」を大量に野積みする事案が発生し、行為者に対して措置命令を発令しても原状回復されず、野積みされた産業廃棄物の崩落により通行者が被害を受けるおそれがあることから、京都府自身が支障の除去、つまり、行政代執行により野積みされた産業廃棄物を全量撤去・適正処理した。費用は行為者に請求できるものの、行為者に資力はなく、適正処理推進センターの支援は受け

たが、多額の公金を投入して解決するに至った。

この行政代執行は、良い意味では、強い京都府の姿勢を示したが、悪い意味では「不法投棄は行政が片付けてくれる」といった印象を府民に与え、行政代執行直後には、行政代執行による不法投棄等の原状回復を求め府民からの要請が寄せられた。

この事案を教訓に、「公金を投入しないで原状回復」「(廃棄物の)山は小さいうちから」との方針が確立され、平成13年に不法投棄等対策を専門とする「対策室」が設置され、平成15年から現行体制に強化され、組織再編され現在に至っている。

2.3 負(過去)の遺産の解決

京都府での組織・体制・人員の整備による不法投棄等の発生件数・投棄量の変化は先述のと

おりであるが、過去の不法投棄等事案(負の遺産)の原状回復は容易ではなかった。廃棄物処理法によるマニフェストの保存義務が5年だったり、そもそも、不法投棄等にはマニフェストが交付されていない場合が多く、事案の緊急度・生活環境の保全上の支障のおそれの可能性の程度等から着手への優先順位を決定した上で、不法投棄等の事実確認、行為者等の特定・原状回復指導に時間と労力を要し、行為者等に最大でも投棄量の5割程度、多くは2~3割程度の自主撤去と廃棄物の山の整形をさせるのが精一杯であった。

2.4 対策強化の一例

現行体制に強化された平成15年、不正軽油製造所、硫酸ピッチの不法投棄等が相次いで発覚した。硫酸ピッチという名称を知っていても、見たことも触れたことも臭いを嗅いだこともない状況の中で、日々、経験と学習をしながら処理対策を講じた。

残念ながら大量の硫酸ピッチ入ドラム缶等の前には、公金を投入した行政代執行による生活

環境の保全上の支障の除去を行わざるを得なかった。しかし、処理技術・方法等を研究する中で、硫酸ピッチ等の運搬・中和・焼却・最終処分までのトータル処理費用をドラム缶1本当たり2万円(総額90,914,302円、総数5,635本)を切る費用で実施し、行為者から1,000万円を超える現金を差押・納付させたり、不動産を18物件差押えるなど、少しでも投入した公金を減らす努力を行ったことは一つの成果であったものと自負している。

また、廃棄物処理法違反等で拘置所等に勾留中であろうと行為者等に面会し、措置命令等の法的措置を講じたり、不法投棄等された廃棄物の撤去適正費用を工面させることを追求し、撤去適正処理させたこともあった。

2.5 不法投棄等対策の重要なポイント

個人的意見ではあるが、組織・体制・人員は予算次第で強化できるが、実際に不法投棄等の対策を行う職員には「強い意志」「知識」「経験・ノウハウ」「コミュニケーション能力」が必要であると考える。

環境衛生分野の延長線上やジョブローテーションだけでの人的配置では、不法投棄等対策の執行どころか、配置された職員のストレスが増し最悪のケース

をもたらすこともあり得る。そこで、廃棄物の業許可から不法投棄等対策までの専門的知識を有する「廃棄物専門職員」を系統的に養成し配置するなどの方法を検討する必要があると考える。

2.6 廃棄物処理制度を強化・整備すべき方向

これも個人的意見ではあるが、不法投棄等対策を執行する手段として、具体的内容は紙面の関係で省略するが、次の事項を廃棄物処理制度の強化・整備する方向として考える。

- ①事業者責務の経済的保証(担保)
- ②処理業者責務の経済的保証(担保)
- ③立入検査・報告徴収等権限の強化

- ア 対象者の拡大について
- イ 搜索権限の追加について
- ④措置命令等の履行内容の債権化

2.7 おわりにあたって

平成12年4月に産業廃棄物対策の所属に配属され、処理業許可、事業者・許可業者に係る行政指導・行政処分等の職務を3年、平成15年4月からは不法投棄等対策専門の職務を現在まで勤めた経験を含め執筆いたしました。未熟な点はお許しください。

平成22年度

第7期 卒塾式



挨拶する田中勝塾長

その後、塾長・副塾長による卒塾面談を経て、11月26日に第7期生38名全員が卒塾式を迎えました。

卒塾式には、来賓として、(社)全国産業廃棄物連合会・仁井正夫専務理事、(社)日本経済団体連合会・平田充主査、積水ハウス(株)上川路宏子一フ課長、新和環境(株)近藤亮介代表取締役社長をお迎えして、卒塾式が開催されました。

田中塾長より、卒塾にあたり、国際舞台で活躍する流行の韓流アイドルの例えを交えつつ、「引き続き自分に投資して実力を磨き、海外にも進出できる力を身につけてほしい。皆さん方の企業がさらに成長され、尊敬されるような企業に発展されるように期待している。Proud誇り、Dream夢、

当財団では、次代の産業廃棄物処理業を担う経営者を育成するため産業廃棄物処理業経営塾(塾長：田中勝・鳥取環境大学教授)を開催しています。

22年度(第7期)も、6月に開塾してから、産業廃棄物処理事業に関する各分野の最前線で活躍されている講師陣による講義や夏・秋の研修合宿、東京スーパーエコタウンの施設見学など6ヵ月間にわたる全カリキュラムを終了しました

田中塾長と第7期卒塾生



Mission気概を掲げ、頑張って頑張っしてほしい。」と激励の挨拶をいただきました。

その後、38名卒業生一人一人に塾長より修了証書が手渡され、優秀賞として19名の受賞者に盾が贈られました。

これに対して、卒業生を代表して服部弘氏((株)タカヤマ)より、「この経営塾の卒業生であること誇りに、ここで得た経験をそれぞれの会社に持ち帰り、社員を変え、経営を変え、会社を 발전させて、それぞれの地域で社会貢献を行い、真に社会に必要とされる産業に発展させるまで尽力していきたいと思えます。」と力強く答辞が述べられました。

引き続きパティーでは、来賓・講師の方々のほか、高橋潤・経営塾OB会会長(高俊興業(株))をはじめとする経営塾OB会の方々が無休駆けつけください、7期生と懇親を深めました。

本経営塾が第7期生にとって充実したものとなりましたのも、お忙しいなか有意義なご講義をいただきました講師の方々のご指導の賜物と深く感謝しております。

第7期生38名が卒業したことにより、経営塾は244名143社の卒業生を輩出したこととなります。現在経営塾OB会では、このネットワークを最大限



卒業生代表の服部氏による答辞

に活かし、年一回の総会、施設見学会、地域毎にテーマを決めたワークショップ活動により産廃業界の更なる発展を目指し活発に活動を行っています。本年度も11月に富山市・金沢市で、全国各地より55名のOB会員が参加し、活発な交流と有意義な施設見学会を実施しました。また2月には産廃廃棄物処理業の発展に寄与するための情報発信や、関係省庁や関係団体に意見具申するためのワークショップ活動の研究発表として、成果発表会を開催します。

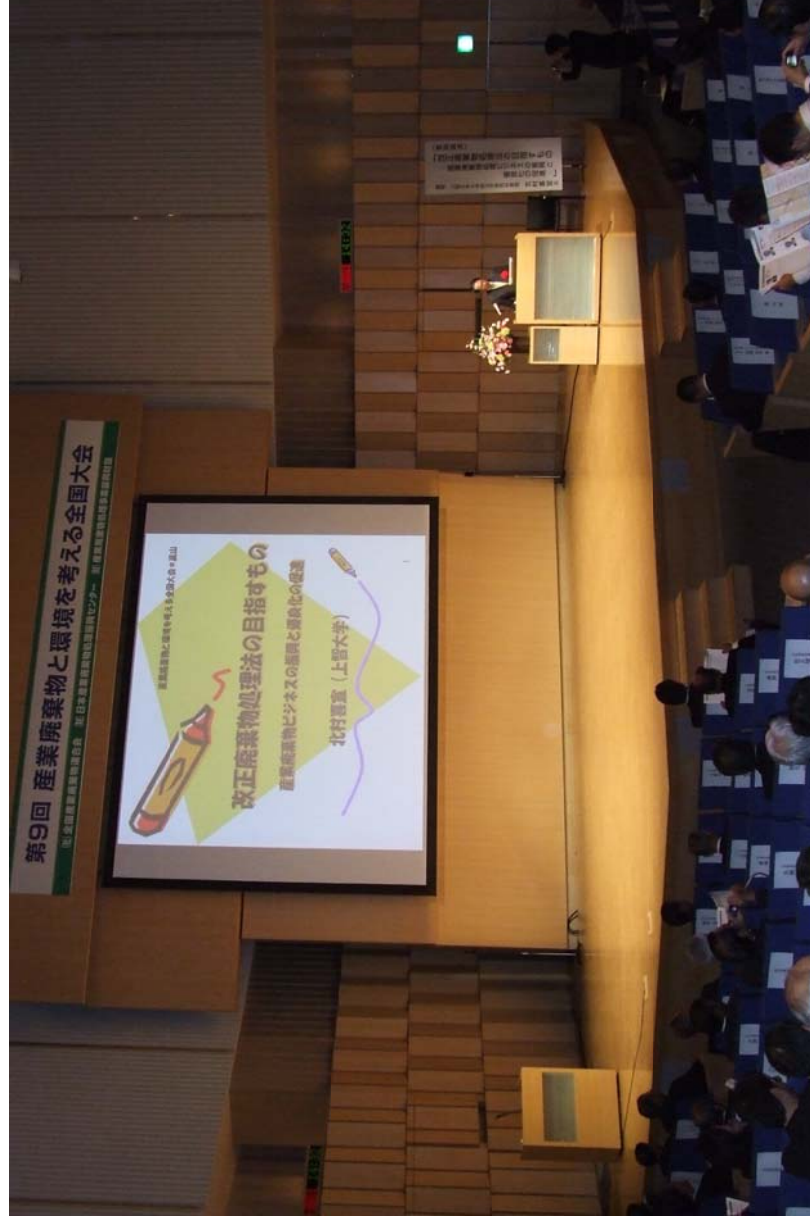
また、第8期経営塾を平成23年6月より実施することとしております。第8期経営塾では、第7期生・OBの皆様の声を元に、激変する経営環境のなか事業経営の指針となるよう、さらに充実していただければと考えられています。第8期生の募集につきましては、4月頃パンフレット・ホームページ等にてご案内させていただきますので、産廃廃棄物処理業経営にかかわる方、ご関心のある方は奮ってご応募いただければと思います。

(産廃廃棄物処理業経営塾事務局)

H22 年度経営塾 OB 施設見学会



産業廃棄物と環境を考える全国大会



平成22年11月17日(水)に(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業振興財団の3団体の主催により、富山市において「産業廃棄物と環境を考える全国大会」を開催いたしました。

本大会は、有害廃棄物や資源の潤渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題に、行政担当者、事業者、学識経験者、市民などの各界の皆様と一緒に、循環型社会の形成等について考えることを趣旨として、平成10年より開催しているものです。

本年は環境省、富山県、富山市のご後援をいただき、「循環型社会と改正産業廃棄物処理法への期待」というテーマで、下記のプログラムのとおり実施いたしました。

約548名のご参加のもと盛況のうちに終了しました。なお、今回の全国大会は平成23年11月4日に京都市(ホテルグランヴィア京都)で開催を予定しています。

開催される

プログラム

開催日時：平成22年11月17日(水)13:30~17:30

開催場所：富山国際会議場3階メインホール

13:30 開会

14:00 環境大臣表彰式典

14:30 基調講演

テーマ「改正産業廃棄物処理法の目指すものー産業廃棄物処理ビジネスの振興と優良化の促進ー」

講師：北村 喜宣(上智大学大学院法学研究科教授)

15:40 パネル討論会

テーマ「循環型社会と改正産業廃棄物処理法への期待」

コーディネーター：竹内 茂彌(富山大学名誉教授)

パネリスト：廣木 雅史(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)

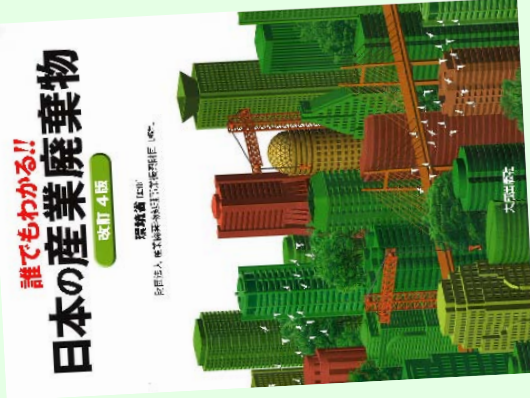
堀 武司(富山県生活環境文化部長)

柴田 光(YKK株式会社黒部事業所環境・安全衛生グループ環境管理課長)

橋 正則(社団法人富山県産業廃棄物協会会長)

産業廃棄物の排出・処理状況 不法投棄対策、環境ビジネスなど最新情報を満載!!

豊富な
図表・写真
見てわかる!



産廃の
「いま」を知る
テキスト
環境学習に!

目次

はじめに

- 1. 産業廃棄物とは
- 2. 産業廃棄物の排出・処理などの状況
 - 2-1 産業廃棄物の排出状況
 - 2-2 産業廃棄物の処理状況
 - 2-3 産業廃棄物の運搬
 - 2-4 産業廃棄物の処理施設の状況
- 3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクルを進める制度的枠組み
 - 3-1 産業廃棄物をとりにまわす施策体系

- 3-2 廃棄物処理法のしくみ
- 3-3 マニフェスト制度
- 3-4 産業廃棄物処理業の優良性評価制度
- 3-5 事業者の責務

- 4. 産業廃棄物の不法投棄等への対応
 - 4-1 産業廃棄物の不法投棄等の現状
 - 4-2 不法投棄等の支障等の除去等
 - 4-3 国などの不法投棄等対策
 - 4-4 国などの不法投棄等対策の効果

- 5. 公共関与による施設整備等
- 6. 特別管理廃棄物対策

- 6-1 特別管理廃棄物
- 6-2 PCB廃棄物について
- 6-3 石綿を含有する産業廃棄物について
- 6-4 感染性廃棄物について

- 7. 循環型社会に向けた取り組み

- 7-1 循環型社会とは
- 7-2 循環型社会形成推進基本計画
- 7-3 循環型社会ビジネスの市場規模
- 7-4 地域の取り組み事例 エコタウン事業の概要
- 7-5 情報技術の活用
- 7-6 温暖化対策の推進

監修／環境省 編集／財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 発行／大成出版社
B5判・52頁・定価670円（税込） 送料1冊210円（冊数に応じて実費）
お問い合せ／お申し込みは
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 担当：岡崎苑
TEL：03-3526-0155 FAX：03-3526-0156
URL：http://www.sanpainet.or.jp/

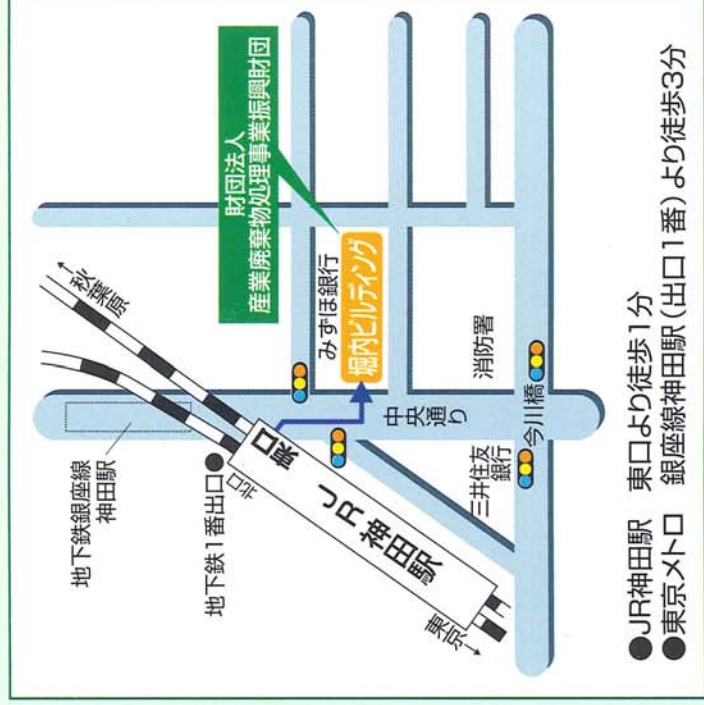
編集後記

漂流する日本であるが、生活人としては新たな年は一見に如かずと迎えられる。最近、仁徳天皇陵を訪れたときに実感した。昨年10月に当財団が主催し、堺市において全国の自治体、廃棄物処理センター等の担当処理推進名以上にご参集願ひ、適正処理推進に関する事例紹介や意見交換のための全国担当者会議を行った（概要は本誌参照）。その帰りに教科書の前巻後巻の写真を記憶のある仁徳天皇陵まで足を伸ばした。しかし、期待は裏切られた。拝所からは鳥居と

その後ろのこんもりした森が見えるのみであった。三重の濠に開かれた御陵は上空から見ないことを知った。同じような経緯は、現在リチウム資源で注目を集めるボリビアのティワク遺跡を訪れたときに味わった。ブラジル文明の遺跡であるといわれる太陽の門はパリのエトワール凱旋門と同様にさぞ壮大であろうと想像していた。しかし実際はピラミッドとしゃべられる神のレリーフをほどこした一枚岩の門で、立派ではあったがイメージとは違った。モンゴ草

原の風景は雄大で美しい。が、水場付近は羊等の家畜の糞が一杯で寝ろんで大空を見ることが出来ない。最近、若者が海外に行きたがらない、あるいは日本人海外留学生が減ったと言われる。しかし、映像やインターネット等から知る世界と、実際の豊かで多彩で危険をはらんだ世界は異なる。出来るだけ現地に赴き、体験・実感して、そこから考えたい姿勢を持ちたい。不法投棄の現場を訪れるたびに、その思いを深くしている。

（一宿）



産廃振興財団NEWS

2011.1 vol.18 No.61

発行日 平成23年2月7日
 発行人 樋口 成彬
 発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒101-0044
 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階
 TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156
 URL <http://www.sarpainet.or.jp>
 印刷 (株)環境産業新聞社